

平成24年 教育委員会第13回定例会 会議録

日 時 平成24年7月24日（火） 午後3時02分～午後4時17分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【子ども総務課】

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 対象施策

第 2 報告

【子ども支援課】

- (1) 千代田区高校生等医療費助成条例の一部の施行期日を定める規則の制定
(2) 千代田区次世代育成に係る手当に関する条例施行規則及び千代田区こども医療費助成条例施行規則の一部改正
(3) 千代田区児童育成手当条例施行規則の一部改正

【児童・家庭支援センター】

- (1) 平成24年度 障害児放課後等支援事業

【指導課】

- (1) 達成度調査の結果について
(2) 「ふれあい（いじめ防止強化）月間」（平成24年度第1回）取組状況調査結果について

【図書・文化資源課】

- (1) 平成24年度文化財企画展

第 3 その他

【指導課】

- (1) 適性検査における問題用紙の表記の訂正

出席委員（5名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	近藤 明義
教育委員	市川 正
教育委員	古川 紀子
教育長	山崎 芳明

出席職員（8名）

子ども・教育部長	高山 三郎
子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事	高橋 誠一郎
子ども施設課長	辰島 健

子ども支援課長	依田 昭夫
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	平井 秀明
指導課長	佐藤 興二
図書・文化資源課長	柳 晃一

欠席職員（2名）

次世代育成担当部長	保科 彰吾
参事（子ども健康担当）	木村 博子

書記（2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	鶴田 優子

中川委員長

それでは、開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。

それでは、ただいまから平成24年教育委員会第13回定例会を開催します。

本日、保科次世代育成担当部長及び木村参事（子ども健康担当）は、所用のため欠席です。

今回の署名委員は、市川委員にお願いいたします。

◎日程第1 協議

子ども総務課

（1）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 対象施策

中川委員長

日程第1、協議に入ります。

「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 対象施策」について、子ども総務課長より説明願います。

子ども総務課長

それでは、本件につきまして、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 対象施策」、並びに参考資料といたしまして、「千代田区共育マスタープラン（抜粋）」がございます。これらを用いましてご説明させていただきます。

本件は、6月26日の第11回定例会におきまして、点検評価に関します実施方針案につきまして報告をさせていただいたところでございます。その後、7月9日に第1回目の有識者会議を行い、この点検評価の方針、スケジュールについて説明しました。

本年度は共育マスタープランに掲げております基本的方向の1、4、5、6にぶら下がる施策についての自己点検評価をしたいと考えているところでございます。例えばこの資料の2枚目にございます、共育マスタープランの

抜粋の2ページ目にございます「虐待や犯罪から子どもを守る」にぶら下がる施策にかかわる事業、例えば総合相談とか、子どもの安全・安心とかです。

内容は前回のご提案の内容と変わりませんが、掲げた事項を今年の点検評価の事項とさせていただきたいと思ひまして、お認めいただきたくご説明いたしました。

説明は以上でございます。

説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

特によろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

◎日程第2 報告

子ども支援課

(1) 千代田区高校生等医療費助成条例の一部の施行期日を定める規則の制定

(2) 千代田区次世代育成に係る手当に関する条例施行規則及び千代田区子ども医療費助成条例施行規則の一部改正

(3) 千代田区児童育成手当条例施行規則の一部改正

児童・家庭支援センター

(1) 平成24年度 障害児放課後等支援事業

指導課

(1) 達成度調査の結果について

(2) 「ふれあい(いじめ防止強化)月間」(平成24年度第1回)取組状況調査結果について

図書・文化資源課

(1) 平成24年度文化財企画展

中川委員長

日程第2、報告に入ります。

報告は7件でございます。

初めに、子ども支援課長より報告いただきます。この1から3まで、一括して説明をお願いいたします。

子ども支援課長

わかりました。

資料に基づきまして、規則3点ご報告申し上げます。

まず、(1)の高校生等医療費助成条例の一部の施行期日を定める規則の制定でございます。

平成23年度の4月から、高校生の相当年齢まで医療費助成を拡大したところでございます。当初、現金支給、いわゆる窓口でお支払いいただいたものを、後日請求していただいてお支払いした償還払いという形でした。今年の10月から、従前の子ども医療費助成と同じような形で、医療証を窓口に提示

していただくと、窓口負担はなしにすることにいたしました。その期日を定める規則の制定で、高校生医療費助成条例の期日につきましては、平成24年10月1日からということでございます。

続きまして、(2)次世代育成に係る手当に関する条例施行規則及び子ども医療費助成条例施行規則の一部改正についてでございます。

改正内容につきましては、条例と同じでございます。外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正に伴いまして、それぞれの規則の中の外国人登録関係を削除して、文言を整備するものでございます。

続きまして、(3)児童育成手当条例施行規則の一部改正についてでございます。

児童育成手当につきましては、東京都の事業で、区がその東京都条例を受けまして、区の条例で定めている手当でございます。改正理由につきましては、5点ございます。

まず、1点目ですが、平成22年まで税制の中で扱われていました扶養控除が平成23年から見直しになって、この手当の基礎となる所得に関しての影響を緩和するためです。

2点目ですが、この所得税法の一部を改正する法律がございまして、これに基づいて所得の額の計算方法を変更するためです。

3点目が、児童福祉法における施設体系が改正されたためです。

4点目が、障害者自立支援法における障害児の施設に係る経過措置が昨年度いっぱいではなくなったということによる規定の削除でございます。

5点目が、障害児の施設に係る自立支援法による所定の規定整備でございます。

内容につきましては、新旧対照表が入っております。

説明は以上でございます。

中川委員長

説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、特にないようですので、次に、児童・家庭支援センター所長より報告をお願いいたします。

児童・家庭支援センター所長

「平成24年度 障害児放課後等支援事業について」というペーパーでご説明させていただきます。

この事業は、本年度より新たに開始する事業ですけれども、平成23年度に行いました療育事業のあり方検討会の中で決定された事業です。

まず、1番目として、事業の目的ですけれども、区内にお住まいの特別支援学級や特別支援学校等に通われている中高生を対象に、長期休業中の活動の場を提供し、機能訓練等の指導と余暇活動の充実を図ることを目的にしております。

実施する期間ですけれども、今年度につきましては、夏休み期間の7月26

日から8月31日を予定しておりまして、全部で18日間になっています。そのほか、冬休み、春休みも行う予定になっています。

時間は、朝9時に保護者の方といらっしやいまして、4時にお迎えに来ていただくという予定になっています。

1日の定員は、10名になっております。

実施場所は、今年度は千代田小学校の3階のプレイルームで行います。

この事業を受託している事業者は、療育事業と同じ事業者で、NPO法人こどもの発達療育研究所です。

最後に、活動の内容ですけれども、グループ指導、造形や音楽療法などの集団指導や言語学習、また硬縮予防のための機能訓練等をあわせました個別課題活動、それから、運動や工作、ダンスなどの余暇活動3つを、1日の中でいろいろ組み合わせて行う予定になっています。

現在の利用申込者ですけれども、中学生12名で、高校生7名、合計19名のお申し込みがありまして、全員の生徒さんと既に面接をし、事業の開始に向けて準備を整えているところでございます。

説明は以上でございます。

中川委員長

ご説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

古川委員

全員で19名の申し込みということで、定員は1日10名ですが、大体皆さん何日ぐらいずつ利用されているのでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

平均しますと、10日から14日ぐらい利用されています。夏休みはお出かけの予定とかもありますので、皆さんに一番最初に面接をした段階でご希望をお聞きして、その日の参加者を決めております。

古川委員

大体ご希望には沿えたのでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

ほとんどご希望に沿う形で行っております。

古川委員

わかりました。

中川委員長

このプログラムの内容ですけれども、随分お子さんによっても違いますよね。その辺の対応はどのようにされていますか。

児童・家庭支援センター所長

グループ指導は、基本的には皆さん一緒にやっただくんですけど、個別指導については、そのお子さんの状態に応じまして、例えば肢体不自由児のお子さんですと、機能訓練のほうを中心として行ったり、知的の場合にも、それぞれのお子さんの不得意な部分を補うような形で個別対応をする予定になっておりまして、1人のお子さんに1人のスタッフがつくという体制で行っております。

中川委員長

そのカリキュラムは、面接の段階で決められているのですか。

児童・家庭支援センター所長

はい。

中川委員長

わかりました。

ほかにはいかがでしょう。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、次に、指導課長より報告いただきます。

それでは、まず初めに、達成度調査の結果についてご説明申し上げます。

資料A4、1枚表裏印刷のものと、ステープラーどめのグラフになっているもの、3枚ついているものをご覧ください。

これは、平成24年4月26日水曜日に小学校、同じく5月4日火曜日に中学校・中等教育学校の児童・生徒が行った、区独自の達成度調査の結果についての速報という形で今回はご報告させていただきます。

詳細な分析等は、改めて東京都の学力調査の結果もあわせながらご報告したいと思っております。

まず、調査のねらいにつきましては、これまでどおりで、どの程度学習が身につけているのかという状況を把握し、今後の指導法の改善に資するという事で、授業の改善を図るための一資料であるという位置づけでございます。

実施日につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおりです。

対象学年及び教科につきましては、小学校は4年生から6年生の国語・社会・算数・理科、中学校・中等教育学校につきましては1年生から3年生、中等は前期課程という形になります。教科は国語・社会・数学・理科・英語、ただし第1学年の英語は小学校段階の学習内容のテストでございますので、除いております。

今回ご報告いたします内容は、平均正答率と平均到達スコア分布状況でございます。

※印で書いてありますが、平均正答率というのは、その学年における児童・生徒のどれぐらいが正答できたかという率、正答率の平均でございます。大体点数、素点と同じような数字に近いものでございます。

平均到達スコアのほうが、解釈が難しいのですが、子どもたちの学習の到達度を0から100までの数字であらわしたのですが、簡単に言えば、学力水準をあらわしていて、問題にも簡単な問題あるいは難しい問題がございます。簡単な問題だけを解いて点数が高くても、難しい問題を多く解いた子のほうが水準が高いという形になりますので、問題の内容を加味して、重みづけをした数値ととらえていただけるとわかりやすいかなと思っております。

それでは、平均正答率のほう、A4、1枚表裏印刷のものです。表面が4年生から6年生のものになっております。全国との比較で示させていただいております。

実は、この達成度調査につきましては、委託をしております、委託業者が千代田区以外にも全国各地で実施をしておりますので、同じ問題を解いております。今年度実施したものの数値ということになっております。ただし、4年生と5年生の社会科につきましては、千代田区独自の学習内容に対応する問題を実施しているため、全国との比較はできません。独自というのは、4年生は千代田区の区の社会的な勉強をします。また、5年生は、4年のときに東京都の勉強をするので、全国との比較はできないものなので、グラフには全国データなし、表には斜線を引かせていただいております。

特徴といたしましては、小学校4年生、5年生とも、国語と算数が全国よりも数値的に多く優位性を示しております。また、6年生につきましては、特に社会科のほうに優位性が目立っております。いずれにしても、すべての教科において、全国平均正答率よりも千代田区の子どもたちの方が平均正答率が高いと見ることができます。

裏面をご覧ください。こちらのほうは中学校・中等教育学校の平均正答率を示しているものでございます。

1年生では、国語と社会が全国よりも平均正答率が高いという優位性の結果が出ております。また、中学校2年と3年につきましては、数学と英語が優位性があると見ることができます。ただし、2年生、3年生共通しているのが、理科が全国平均正答率と余り変わらない数値になっています。特に中学校2年生の理科のところを見てみますと、千代田と全国の差は2.6ポイント、さらに社会科は4.3ポイント、3年生のほうは、理科が4.4ポイントということで、全国平均に近い数値にはなっているというものです。ただ、ほかの数学、英語につきましては、14ポイントから17ポイントくらいの優位性が出ています。

続きまして、ステープラーどめになっている棒グラフと折れ線グラフの平均到達スコア分布状況グラフをご覧ください。

こちらの方は、実はこの絵は、その問題が、グラフの下に0から100までをあらわしていて、真ん中辺に「～60」という数値があると思います。このスコアを60とすると、おおむね満足と、大体いいでしょうというラインです。その60より右にあるのが、例えば小学校4年生で言えば、国語を達成している子どもたちが右の棒グラフになっている子どもたちとなっています。

この細かな数字、足し算していないのですぐにお示しできないんですけども、おおむね小学校、60のラインより多く子どもたちが分布しているかと思えます。先ほどの平均正答率と若干似ているような数値になろうかとは思っています。

なお、社会科には折れ線グラフは当然ございません。

めくっていただきますと、順に5年生、6年生が載っております。

5年生、6年生についても、同じような山型になっており、全国的な平均到達スコアの山よりも右寄りになっています。

さらにおめくりいただきますと、今度は中学校1年生です。

中学校1年生で1点ご説明申し上げますのは、社会科をご覧ください。社会科の全国の山が50から60の一番高いところに対して、千代田区の子どもたちは、70を境にして、どちらかという右のほうに山があるという、特徴的に社会科が優位性があると読み取れるかと思えます。

また、先ほど中学校2年生、3年生の数学・英語、それと理科についてご説明申し上げましたが、中学校2年生のところを見ていただきますと、山が明らかに、数学・英語は右側に来ているのがおわかりかと思えます。ただし、中学校2年の理科につきましては、61から70は全国平均より突出して多

いんですけれども、ほかの教科で60まで、あるいは80までについては、ほぼ同じぐらい、90になると、全国平均より少ないというような形になってきます。

また、同じように、もう1枚めくって、最後の裏面になりますけれども、中3においても、理科が、これまでの数学や英語に比べると、山が真ん中に寄っているというような傾向がございます。中3は、特に数学・国語・英語というのは力を入れて学習をしているところでもあるので、その傾向も少し出ているのかなと。

いずれにいたしましても、東京都の学力調査の結果を踏まえて、詳細な分析を改めてご報告申し上げたいと思います。今回は千代田区の達成度調査の速報ということでご報告申し上げます。

以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

それでは、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

指導課長

千代田区の場合は、学校別では出していच्छらないんですか。

学校別のデータもそれぞれの学校にお返ししております。

機会があれば、委員の皆様にもお示しはしていきたいなと思っています。

中川委員長

他に、いかがでしょうか。

近藤委員

今、数値のご説明はいただきましたけれども、第1番の「調査のねらい」というところ、「今後の指導法の改善に資する」と書いてありますけれども、具体的に学校に数値を出していきながら、当然指導課で学校との協議を重ねながら、指導法の改善とかという形でいくわけだと思いますがその流れを教えてくださいませんか。

指導課長

今回のテストの結果を各学校が分析をして、問題の傾向、どこが弱い、あるいはどこが伸びているのかということ进行分析していただきます。その分析結果をもとに、授業改善推進プランを作成してもらいます。例えば算数で計算力が弱いという分析結果に至ったときには、授業の中で、そういうドリル的な活動を多目に入れましょうというようなプランをそれぞれの学校が作成をし、そのプランに基づいた授業を行っていくものです。

当然、教育委員会事務局といたしましては、そのプランに妥当性があるかどうかを見させていただき、指導課訪問等でその授業が実際に行われているのか確認をさせていただいております。

各学校が授業改善した結果として、また翌年度、達成度調査でお諮りをするという流れでございます。

近藤委員

わかりました。

市川委員

次回に東京都の結果とあわせて分析した中で説明して下さるときに説明を聞かせてもらいたいと思うんですが、理科というのは大変問題ですよ。これは表面的な問題ではないだろうと思うんですよ。そこら辺を十分分析していただいて、達成スコアからいっても、点数分布からいっても、かなり問題があるんじゃないかなと思います。去年あたりはどうだったんでしょう

か、理科は、こんなに低くなかった気がします。

次回お聞きしますけれども、これだと、区内の——別に成績を比べて、いいの、悪いのって、そういう話ではないのはわかるんですが、授業の中身を少し研究し直しというか、そういうことも必要なのかなと思います。

指 導 課 長

次回のときには詳細な分析をお示ししたいと思っております。

理科という教科が出ましたので、少し補足説明をさせていただきますと、実験の技能だとか、あるいは科学的思考力だとか、そのあたりのところが、授業の中でどれだけ身につけてきているのかというあたりも、多分この結果に反映されていると予測されますので、そのあたりも十分分析をし、今後の授業をどういうふうに進めていくのかというあたりに生かしていきたいなと思います。ありがとうございます。

市 川 委 員

お願いします。

近 藤 委 員

興味、関心も含めて、さまざまな体験が、全国レベルで見て、他の県の子どもたちも生活体験が少ないことがこういう結果として出てきているのではないのでしょうか。

市 川 委 員

特に、全国の中でも、秋田県は、基礎基本からやって、なおかつこの達成度等もかなり良いところにあります。今、近藤先生のおっしゃったことはよくわかりますけれども、どこら辺に一体原因があるのか、授業のやり方に問題があるのか、子どもたちに問題があるのか、その辺をよく分析してほしいと思います。

中川委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、「ふれあい月間」取組状況調査結果について、お願いいたします。

指 導 課 長

今回お配りしている資料につきましては、5月23日に学校に依頼をしまして、7月3日までに提出していただいた「ふれあい(いじめ防止強化)月間」の今年度の第1回の取り組みを取りまとめたものでございます。順に説明いたします。

まず、1点目は、始業式の日から6月30日までの間に13日以上欠席している児童・生徒数についての調査結果でございます。こちらには、理由別の欠席者数が載っております。病気が小中学校ともに1名で、計2名。不登校につきましては、いろいろ理由があるんですけども、小学校が1名、中学校が20名、計21名でございます。これにつきましては、後ほどご説明申し上げます。その前に、その他ですが、保護者の教育に関する考え方から登校させないというのが、小学校2名で計2名です。上記に該当しない理由、小学校が3名、中学校が1名、計4名でございます。

先ほど不登校ということで、21名おりましたけれども、欠席日数についてまとめたものを(2)に記載しております。始業式から6月30日まで全部欠席している生徒が、中学校4名、30日以上欠席している生徒が、小学校1名、中学校12名、計13名、13日～29日欠席している生徒が、中学校4名とな

っております。

2点目が、6月1日から6月30日までの間に発生した暴力行為件数です。こちらは、学校内と学校外に分かれておりまして、それぞれ、対教師暴力、児童・生徒間暴力、器物破損のカテゴリーになっております。

ここで2カ所、訂正をお願いしたいのですが、1カ所目が、学校外のところ、これは対人暴力ではなくて器物破損です。2カ所目ですが、中学校の計のところ、一番下、本来なら2（件）のところは0（件）になっていて、2（件）という数字に改めていただければと思います。

今お話ししましたように、中学校が、学校内で児童・生徒間の暴力が2件発生しております。

続きまして、裏面をご覧ください。

3点目が、学校が把握したいじめの端緒別件数と指導の経過についてでございます。

6月1日から30日までの間に把握したと書いておりますが、4月からこの期間までの把握した件数とお考えいただいて構いません。

端緒別件数につきましては、①から⑥まで、指導の経過等がございますが、件数のみを申し上げますと、小学校が2件、中学校が8件でございます。そのうち、解決した件数が、小学校は全て解決済みという報告です。しかし、中学校は6件が解決済み、継続指導件数が2件となっております。

学級担任からというよりも、保護者からの訴え、あるいはいじめられている児童・生徒からの訴えが件数としては多いです。

また、これらのいじめの内容ですが、小学校につきましては、仲間外れだとか、あるいは、いじめだと本人は言っていないんですけども、学校側が、物を持ってくるように言われたという子どもの訴えを、いじめとしてカウントしています。

中学校になりますと、言葉による嫌がらせだとか、ネット上の誹謗・中傷、物隠し、からかい、あるいは友達、周りから無視されたというようなケースで挙がってきております。

続きまして、4点目、「ふれあい月間」中において実施した学校の取組をご報告申し上げます。

一般的な取組ですが、こちらの取組内容に記載されているものが、小学校何校やっているのか、中学校何校やっているのかという見方をさせていただければと思います。

一般的な取組の中で、小学校が多い取り組みとしては、「ふれあい月間実践シート」というものがあるのですが、いじめに対してはきちっと対応していきましょうというもの、不登校の予防等について、暴力行為の防止等について、きちんと学級とか、学年の取り組みをしてください、あるいは学校全体で取り組みをしてくださいというものが記載されています。それを全教員に配付し、具体的な取組の実施について確認したというのが、ほぼ全校で行われました。また、下に、スクールカウンセラーの活用についても、小学校

では7校、職員会議等で教職員の共通理解を図ったという取り組みがございます。

また、いじめ防止の取組につきましては、いじめの定義がまだ定着していない可能性があるということも踏まえて、いじめの定義について再確認するなど、未然防止の解決に向けた取り組みについて、研修会等を実施したというのが、小学校4校ございます。また、児童生徒会が主体となって取り組んでいる学校も、小中学校合わせて3校ございます。

順に、不登校の予防等、暴力行為の防止等、自殺予防等についても取り組みをした学校が何件ということが載っております。

雑駁ではございますけれども、6月30日までに行われた「ふれあい月間」のご報告は以上でございます。

中川委員長

報告が終わりました。

ご意見、ご質問等お願いいたします。

古川委員

「ふれあい月間」ですが、今回が1回目ということですが、例年2回で、11月に行われるのでしょうか。

指導課長

はい。

古川委員

欠席者のところで、「その他」で「保護者の教育に関する考えから登校させない」とかありますが、これは長期にわたってのことなんでしょうか。どのくらいの期間でしょうか。また、各々に違うのでしょうか。

指導課長

基本的に保護者の考え方が、例えば日本の教育システムに対してのご理解を得られなかったりする場合がございます。なので、そういった方に関しては、ほとんど学校に来ないという場合になります。まるっきり行かせないとお考えになれる方もいらっしゃいます。

古川委員

日本国籍の子は、義務教育の間はどこかの学校に入らなければいけないと思うのですが、籍が入っていても、親御さんの考えでということなんでしょうか。

指導課長

はい。この2件につきましては、そういった心配はなく、日本国籍をお持ちのお子さんはきちんと就学義務を保護者が果たしているところです。ただし、二重国籍をお持ちのお子さんに関しては、保護者のお考えが日本の教育システムへの理解が十分ではなかったというものも挙げられます。

古川委員

いじめの件数ですが、解決件数と継続の指導の2つに分かれているのですが、どういう状況をもって解決としているのか、また、どういう状況で継続的に指導されているのでしょうか。

指導課長

当然、いじめを学校が見つけたときには、当該児童・生徒と話をしたりだとか、保護者と話をしたりとかをします。要するに、いじめの定義にありますように、いじめられていたお子さんが、精神的、物理的な苦痛というものがない状況という形で、いじめられたお子さんが、もういじめではないと認識できたものについては解決という形になっています。当然、話し合いをしてすぐに解決ということではなくて、一定の経過を見た上での、いつときいじめが表面的に見えなくなっても、またすぐいじめられるということがあ

ので、時間的経過を踏まえた上でも、もうないと判断できる件数がこちらの8件です。

ただし、継続指導の2件につきましては、教員がそういうことをしないようにというような指導をして、わかりましたというふうになるんですけども、やはり何日か後にはまた同じような行為が見られているので、その都度、指導をしているという状況の経過指導です。

古川委員 「ふれあい月間実践シート」ですが、これは全教員の方に配られたそうですが、私も見せていただくことはできますか。

指導課長 はい。お見せすることは可能ですので、後ほどご覧いただければと思います。

古川委員 いじめの定義なんですけど、とても難しいと思います。ここに定義について再確認するなどの研修会等の実施が、小学校で4校と記載がありますが、研修会までいかなくても、今こういう状況ですし、各校、いじめ定義を確認する場とかを設けられていたのでしょうか。

指導課長 いじめに関しては、学校でもその重大性というのは常に認識しております。改めていじめの定義についての確認をするということも、しなくても十分浸透している学校もあります。ただし、新規採用教員もいますので、このいじめ防止強化月間のときに改めて研修会を開きましょう、再確認しましょうという学校が記載してある数字です。

ただし、学校においては、学級経営の中で、いじめは人権上好ましくないものだ、絶対許されるものではないのだという、いじめはいつでもどこでも起こり得るものだという認識の徹底は、これまでも学校はずっとしてきました。本人がいじめということを言ったときには、必ず迅速に、的確に見逃さずに対応していきましょうということは、各学校意識しているところです。

ただ、いじめ防止強化月間ですので、改めてという部分で、この数字が挙がってきています。

古川委員 ありがとうございます。

中川委員長 他にいかがでしょうか。

私から2点意見があります。1つは、このような資料を見せていただいて、どこでどういういじめがあるのかとか、どこの学校で起こっているのかとか、教育委員も知っておいた方がいいと思います。

あと、もう1点ですが、不登校20名というのは、少ないんでしょうか、多いんでしょうか。私は随分多いなと思ってびっくりいたしました。

指導課長 まず、不登校の数ですが、小学校1名に対して、中学校20名ということで、学校の割合から見れば、3校で20名という件数は多いです。これにつきましては、学校も不登校に対しての指導、あるいは関係諸機関と連携した指導をしていますけど、残念ながら20件という件数にはなっているという現実を受けとめて、これから学校に登校できるような継続的な指導が必要かなと思っております。

それと、残念ながら、今どこの学校がいじめがあるとはお答えできません

ので、また改めてお知らせしたいと思っております。

近藤委員 今いただいている資料のいじめの指導の経過の中で、学級担任等によるいじめの発見、中学校が1件とございますね。これは具体的にどういうことだったかというのはお答えできますか。例えば、どういう状況で発見があったかとか。

指導課長 どんないじめだったかという内容をお答えすればよろしいですね。

近藤委員 そうですね。具体的に担任の教師が何からどう気づいたかということも含めていただければありがたいです。

指導課長 具体的にどういうシチュエーションで学級担任が発見したかというところまでは、この調査ではわかりかねるのですが、言葉による嫌がらせが見られていたので、担任がそれを見て指導をしたというところまでは把握をしております。

また、いじめられている児童・生徒からの訴えにつきましては、ネット上の誹謗・中傷、教材の紛失、あるいはほかの子から嫌なことを言われるということ、児童・生徒から学校に訴えてきた。

③の他の児童・生徒からの報告、相談については、中学校で1件ございますが、こちらは、からかいということで、からかわれていたお子さんが特別支援を要するお子さんだったので、自分からは言えなかったので、周りの生徒が言ってきたというものです。

それと、④の保護者からの訴え、こちらのほうは多いのですが、物を隠されていた、からかい、それと無視されたということ、お子さんたちが家に帰って保護者に相談をして、保護者から学校に来たというものでございます。

以上でよろしいでしょうか。

近藤委員 今、委員長が質問されたというか、この部分が知りたいなというところ、ちょっと私なりにお話をさせていただきますと、学校教育というのは集団活動を基盤にした教育ですよ。教員が1人、子どもたちが40人もしくは35人、1対集団ということで、集団を基盤にした——集団を基盤というのは全体教育とは意味が違いますから、戦時中の「右向け右」というのとは意味が違います。子どもたちがそういう集団活動の中で、友達から疎外されたとか、嫌がらせを受けたとかというような感情を抱いてしまうということは、時にあることだと思います。ですから、子どもたちの活動の結果がいじめという概念でとられてしまうことはたくさんあると思います。それは学校の教員がなかなか気がつかない部分だと思うんですね。大人の感覚ではごく標準的な活動であっても、いじめられたと感じる子どもが出てしまうことがあります。けれども、やはり教員はそこに気がつかなければ、本当の力ではないんじゃないかと思うわけで、さまざまな研修が必要だと思います。さらに発展して、意図的に相手の嫌がることをする、さらにもっと強い、攻撃的ないじめとかに教員が気がつかなかったら、教員としての感性が欠落している状況だと思います。

例えば、今回いろいろ新聞沙汰になっているようないじめというのは、子どもから担任がけんかをしていると連絡を受け、そこへ駆けつけたけれども、けんかはとりあえず済んでいたから、大丈夫かと声を掛け、それ以上の指導をしていなかったり、まさに教員の感性の問題ですよ。ですから、ちょっと言葉が悪いですがけれども、中学生レベルの子どもたち、中学生の体格、思考、そういうものでびびっている教員がいるようでは、いじめの解決なんてあり得ないですよ。そういうことに、しっかり対応していけるような教員を育成していかなければいけないんだと思います。

だから、教員のそういう人権的な感覚を磨くとともに、対応のあり方というものもしっかりと研修させるという必要があるんだと思います。

中川委員長

そうですね。

感性というのはやっぱり大事ですよ。

近藤委員

そうだと思いますね。例えば、私の経験の中で、4月に学級編制があって初めて、最初の1週間ぐらいで、ちょこちょこ悪さをする、または余り考えずに発言する、そういう子どもたちの中で、あるときに、「もっこりもっこり」という言葉でしたかね、その言葉がクラスに出始めたときに、担任として新たな集団を受け持って1週間ぐらいですから、なかなか細かいところまでは目が行かなかった部分があるんですが、「もっこりもっこり」というのは何なのかなということでしたら、天然パーマで髪が膨らんでしまっている女の子が1名いて、その子の髪を表してのことでした。1週間レベルで気がつき、対応し、その後は、皆無だったのかどうかは別にしまして、いい方向に動いたとは自負はしているんですが、そういう、ちょっとしたことから何かを感じ取る力がやっぱり教員にあるか、ないかという部分だと思います。

指導課長

補足的なお話で恐縮なんですけれども、今、議論のあった教員の感性という部分は、常に意識して、感覚を研ぎ澄まさせていかなければならないと思っています。人権感覚とともに、いじめを発見するというポイントが、教員も持っていないと、その感性は磨かれないと思っています。

区教育委員会といたしましても、さまざまところで、いろんな資料が出ていますので、いじめの発見のポイント、全部で40項目ある資料だとか、あるいは教師としてこんな態度をとっちゃいけません、教師自身がいじめの発端になってはいけませんというような資料だとか、さまざま出ております。そちらのほうも、今回はあわせて各学校に配付をし、より一層その感覚を研ぎ澄ませてほしいというようなことの手組みはしているところでございます。

古川委員

不登校のところですが、改正に向けて、学校の先生方もご努力いただいているということだったんですが、不登校の理由は全件把握できているものなんでしょうか。それとも、例えばご家庭と学校側うまくいっていないくて、理由がはっきりしないような状況というのはあるんでしょうか。

指導課長

基本的には、この調査の報告では不登校という形で一まとめにしているん

ですけれども、それぞれ理由がございます。理由は必ずしも1つというものではなくて、やはり学校生活上の不安感だとか、遊び、非行、あるいは無気力、不安などの情緒的混乱、意図的な拒否だとかがございます。そちらの項目についての把握というのは各学校もしております。

また、月に1回ご報告もいただいております。状況については、各学校は把握し、また教育委員会事務局としてもご報告をいただいているというところなんです。

古川委員
指導課長

ご家庭とのやりとりを持っていてということですか。

すべてうまくいっているわけではないのですが、家庭との連携をしながら、学校は、登校してくるように対応はしているところです。

古川委員
中川委員長

ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

これはもう、語り出したら切りがないということだと思います。

ひとまずそこで終わりにいたしまして、図書・文化資源課長よりご報告をお願いいたします。

図書・文化資源課長

お手元に、平成24年度文化財企画展のチラシをお配りしておりますので、ご覧いただければと思います。

日比谷図書文化館文化財事務室、旧四番町歴史民俗資料館では、日比谷図書文化館に移転後初めての企画展といたしまして、「東京ーその復興の歴史ー」を、7月17日から9月2日まで開催しております。

展示の内容でございますが、主に昭和20年代以降に撮影された千代田区や東京都所有の風景写真など約130点、東京の震災、戦災からの復興の様子、東京オリンピック開催前後のまちなみの変化などを通して、私たちの暮らす東京のまちの歴史を振り返る展示となっております。

チラシの裏面をご覧くださいませでしょうか。

企画展関連としまして、講演会、講座も行います。講演会としまして、「占領期の東京ー都市空間を写真から読むー」と題しまして、8月5日（日）、早稲田大学の佐藤洋一先生を講師といたしまして、GHQ占領下の東京の写真から当時の東京の都市空間を読み解いていきます。

次に、仮称でございますが、関連講座といたしまして、「震災と博物館」と題しまして、8月26日（日）、パルテノン多摩歴史ミュージアム、学芸員の橋場さんをお願いをいたしまして、被災資料や修復にかかわった経験から、博物館が震災とどのようにかかわっているかをお話をさせていただく予定となっております。

また、担当の学芸員による展示の解説も行っております。

さらに、教育委員の皆様には、お手元に当該企画展の図録をお配りしております。後ほどごゆっくりご覧になっていただきますとともに、ぜひとも日比谷図書文化館に足を運んでご覧になっていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

報告は以上でございます。

ホームページにつきましては、7月20日（金）から、ホームページにこの訂正文と過去の問題として修正済みの問題文をPDFで掲載しております。

今後、九段中等教育学校の学校説明会等でこの問題も配布することになっておりますので、きちんと訂正したものを配布していくというような対応をするということです。

また、再発防止をしていかなければなりませんので、校内での点検の回数を増やすなど、校内での点検体制を強化するとともに、点検の精度を向上させていくように学校では対応策を考えているところでございます。

報告は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

これに対して何かご意見、ご質問はありますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

中川委員長

では、委員の皆さんからお願いいたします。

（「なし」の声あり）

中川委員長

一言だけ申し上げたいと思います。先ほどいじめの問題で、近藤先生が感性の問題から教員も研修等が大事だということをおっしゃっていただいたんですけど、今回の大津の事件を見ていると、いじめが問題になった教育委員会の対応がすごく批判されています。私はあの事件では、一番問題なのは、学校、教育委員会がそれぞれの立場を守るということにきゅうきゅうとしていて、不都合なことを隠し続けていたことではないかなと思います。まず、子どもを守らなければいけない教育の現場で、子どもと学校とか、学校と教育委員会とか、学校・教育委員会と保護者の間とかで、信頼関係が築けていたのかどうかということがとても気になりました。

例えば、近藤先生がいじめを早く発見できたというのは、先生から気がつくことも大事だし、子どもが訴えたときに、それをきちんと受けとめるということも大事だと思うんですけど、そういうこともできていなかったような気がしました。

隠すというのは、学校とか教師というのは、何か事が起こると、それが汚点になるというような恐怖感のようなものがあって、評価するのは教育委員会だと思うんですけども、正しいことは正しい、間違っていることは間違っているということは、はっきりしなければいけないことだと思います。ただ、学校とか教育現場と信頼関係がないと、いい解決というのはできないのではないのかなと思います。

それと、地域によっては、教育委員会というのは名誉職となっていて、本当の意味での教育委員の使命というのがきちんとなされていないのかもしれませんが、千代田区の場合は絶対に役割を果たしているという自負はあります。

いいことも悪いことも含めて、ぜひ私たち教育委員会、学校、保護者との間でいい信頼関係を築けることを、そして情報を共有するというのをきち

んとやっていきたいと思っております。

この時代、何が起こるかわからないので、私たちも気をつけたいと思います。よろしくお願いいたします。

教 育 長

信頼関係を築くということでは、先生と子ども、先生と学校、学校と教育委員会、いろんな関係が必要だと思います。その中で、この教育委員会と学校との関係につきましても、今もお話ありましたけども、いろいろ情報の共有化といいますか、実際、学校でどんなことが起きているのかとかといったことを、教育委員さんも日ごろから把握していないと、何か起きたときにすぐ対処もできないということになります。その辺については、この定例会でもできるだけ学校の現状について、場合によっては細かいことになるかもしれないけれども、いろいろ状況の報告をさせていただくように努めてまいりたいと思っております。

中川委員長

お願いいたします。

近藤委員

1ついいですか。今回のことを新聞の報道等を見ながら、読みながら、例えば子どもが自殺をした、子どもが亡くなったという、メディアではすぐいじめがどうのこうのというので、決めつけた形で記事になっていきますよね。その時点で、校長、教育委員会、大津市では教育長が表に出ていろいろ対応されるわけですけども、ある意味で、答えようがない、学校からしっかりした報告が上がってこなければ、教育長は答えできない、しばらくたってから、いじめがあったようだ、それが自殺の原因の1つになっているんじゃないかというような報告をしたことが、教育長が意見を変えたと報道されます。教育の場では確固たるものがないと、ただ客観的な事項が幾つかあって、それがはっきり特定の子どもに対するいじめ、攻撃だというふうに認定できない限りは、それが原因であるとは校長も答えられないでしょうし、当然、教育長もそういうふうにお答えはできない。でも、メディアの表現は違います。今回のことも、そういう面では、校長、教育長はなかなかお答えできなかったのではないかなと私は見ていました。

それがはっきり認定できる状況になって、あのようなお答えになった。それが意見が変わった、認識が変わったというとらえ方をされて、気の毒だなと思うのですが、それ以前の段階で、事前のものがしっかりしていなかったということが最大の原因であることは当然のことだと思います。

ですから、ああいう報道を一面的にとらえるのではなく、しっかりと見ていかなければいけないんだろうなというふうに感じます。

中川委員長

他によろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

では、そのほかは特にないので、以上をもって、本日の定例会を閉会いたします。

今回は、8月14日の定例会は休会として、8月28日に開催いたします。よろしくお願いいたします。